## チャートでわかる利用手順

## 法定後見制度

判断能力に少し衰えがある補助類型

最近，少し物忘れが
でてきたかと思う時がある
判断能力が不十分な人を対象としています

私の代わりに難しい手続きをしてくれたり，間違った時にはだめと言つてくれる人が欲しい


判断能力にかなり衰えがある
保佐類型

本人はしつかり している時もあるけど…判断能力が著しく不十分な人を対象としています

## 重要な契約の時に本人の代わりに判断して くれる人が必要だ

判断能力が非常に減退している後見類型

本人がしっかりしている時は ほとんど無い
ほとんど判断出来ない人を対象としています

あらゆる契約や手続きの時に本人の代わりに判断して くれる人が必要だ

家庭裁判所 その1

|  | 申 立 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| －申立出来る人 | －必要なもの | －費用 |
| 本人•配偶者•4親等内の親族等。 | 申立書•戸籍謄本•住民票• | 〈申立手数料〉 |
| 身よりのない方の場合は市町村 | 診断書等 | 1 件 800 円の収入印紙 |
| 長に法定後見開始の審判の申立 |  | 〈登記手数料〉 |
| 権を与えています。 |  | 上限2，600 円の収入印紙 |
|  |  | 〈通信費〉 |
|  |  | 切手（各家庭裁判所で異な |

なお，申立書の作成や申立手続きを司法書士や弁護士へ依頼（申立書の作成や申立手続きを業務としてできるのは司法書士と弁護士だけです）する場合は，その司法書士•弁護士に報酬を支払う必要があります。

## チャートでわかる利用手順



## 家庭裁判所 その2

$\square$
必要に応じて家事審判官 が直接事情を尋ねます。
$\square$
家庭裁判所調査官が事情 を尋ねたり問い合わせを します。
鑑定

本人の判断力について鑑定（別途鑑定費用がかか ります）が行われること があります。保佐類型•後見類型の場合は原則鑑定が必要です。


いろいろな事を考慮して類型•支援内容等が決ま ります。

特定法律行為…本人の生活，療養看護および財産に関する法律行為であ れば何でもよく，要介護認定の申請や介護支援契約の締結等も含まれます。
注 2 「重要な法律行為」…民法第 13 条第 1 項で定められている次の行為をい います。
①賃金の元本の返済を受けること。
（2）金銭を借り入れたり，保証人になること。
（3）不動産をはじめとする重要な財産について，手に入れたり，手放した りすること。
（4）民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
（5）贈与すること，和解•仲裁契約をすること。
（6）相続の承認•放棄をしたり，遺産分割をすること。
（7）贈与•遺贈を拒絶したり，不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。 （8）新築•改築•増築や大修繕をすること。
（9）一定の期間を超える賃貸借契約をすること。
－成年後見制度を利用しても，日用品の購入やその他日常生活に関する行為は本人が単独で出来ます。
－本人が居住している建物を，売却や賃貸などする場合には，家庭裁判所の許可 が必要です。
－法定後見人への報酬は裁判所が決定します。

